

# KNC NETWORK NEWS

2016年4月2日 発行



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

http://www.kngroup.jp

## 気になる記事: 外国客4000万人へ政府対策、ホテル不足なお課題—訪日中国人、ビザ緩和—

政府は、東京五輪を開く2020年に訪日外国人数を15年の2倍以上の4000万人に増やす強気の目標を掲げた。中国、インド、ロシアなど重点5カ国から訪れる観光客のビザ(査証)発給要件の緩和が目玉となる。大都市のホテル不足など訪日客の拡大を妨げる。

経営一言: 「経営者というのは犠牲と奉仕の精神がないといかん。」

(日本電産会長兼社長 永守 重信氏)

— 所長コメント: 自分の利益の前に相手の利益を第一に考えることで万事うまく行く。相手の利益を優先することは私利私欲を無くし全体としてどうあるべきかを考え自己犠牲と減私奉公の心掛が大切である。—

## 金銭を低い利息で貸し付けたとき 《税務》

役員又は使用人に低い利息で金銭を貸し付けた場合、平成26年以後の貸付けについては、その利率が貸付けを行った日の属する年の特例基準割合による利率以上であれば、原則として、給与として課税されません。

平成28年の特例基準割合による利率は1.8%ですが、1.8%に満たない利率で貸付けを行った場合、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合を除き、1.8%の利率と貸し付けている利率との差額が、給与として課税されることになります。

- (1) 災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった役員又は使用人に、合理的と認められる金額や返済期間で金銭を貸し付ける場合
- (2) 会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、この利率によって役員又は使用人に対して金銭を貸し付ける場合
- (3) (1)及び(2)以外の貸付金の場合で、1.8%の利率と貸し付けている利率との差額分の利息の金額が1年間で5,000円以下である場合

ただし、会社などが貸付けの資金を銀行などから借り入れている場合には、その借入利率を基準として計算します。

また、使用人に対する住宅資金の貸付けを平成22年12月31日までにを行った場合には、年1%の利率を基準とする特例があります。

## 自転車の通勤手当、一定額まで非課税 《税務》

自転車通勤にかかるコストには、自転車本体のメンテナンス費用やタイヤのパンク修理費用などがありますが、マイカーや電車を使った通勤と比べて“安上がり”にあるのが一般的です。会社から通勤手当を受け取って入れれば、そのほとんどが手元に残ることになります。

この手取り分は給与として課税されず、一定額までは非課税になります。

課税対象にならない金額の上限は、自宅から会社への片道の通勤距離によって変わります。2km未満であれば全額課税、2km以上10km未満は4200円、10km以上15km未満は7100円などと決められています。

## 賃貸併用住宅と住宅ローン控除 《税務》

賃貸併用住宅の購入費用が住宅ローン控除の対象になるのは、借入金の償還期間が10年以上で、住宅の床面積が50㎡以上、その床面積の2分の1以上の部分を居住用として使っていることなど、一定の要件を満たしているときです。ここでいう床面積は、区分登記上の建物全体で判断します。居住用以外の用途にする賃貸部分や、店舗部分を含め、50㎡以上であることが必要です。賃貸併用住宅では、居住用以外の部分の割合が高くなり、2分の1要件をクリアできないことがあります。こうしたときには居住用部分とそれ以外の部分とを区分登記することを検討しましょう。賃貸部分と居住用部分とを明確に区分することで、居住用部分のみで床面積基準の判定ができます。このケースで住宅ローン控除の対象になるのは、ローン残高のうち、居住用部分の面積割合に相当する部分だけです。ただし、居住用部分が90%以上であれば、建物全体について住宅ローン控除が認められます。

## 建設業許可にもマイナンバー、社会保険加入の強化へ— 国交省 《経営》

報道によりますと、国土交通省は「法人番号」(企業版マイナンバー)を建設業許可申請書に記入してもらう方向で検討に入りました。同省は17年度に全許可業者の社会保険加入を目指す目標を設定しており、これを目標達成への有力な方策に位置付けるということです。社会保険関係では企業がハローワークに提出する「雇用保険適用事業所設置届」等の様式に法人番号の記載欄が設けられ、今年1月に運用が始まっています。社会保険の加入促進をめぐる、国交省はこれまで許可行政庁による未加入業者への指導と、厚生労働省の保険部局への未加入業者の通報等に取り組んできました。未加入の一次下請を排除する取り組みとして、元請にペナルティーを科すとし、このほど近畿地方整備局受注工事の元請1社を初めて1ヵ月の指名停止としました。更に許可申請書への法人番号の記載を通じて、目標達成に向けた加入促進の活動に一段と力を入れていきたい考えです。

国交省は、建設業許可申請書に法人番号を書き込めるよう、建設業法に基づく申請様式を見直し、法人番号欄を設けるとしています。